

平成 29 年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書（事案解析）

重点業種における精神障害の労災認定事案の可視化に関する研究

研究分担者 菅知絵美 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等調査研究センター・研究員

【研究要旨】

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）で過労死等が多く発生しているとの指摘がある業種・職種（自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療等）に対応する業種として、医療・福祉、運輸業・郵便業、教育・学習支援業、宿泊・飲食サービス業及び情報通信業（以下「重点 5 業種」という。）を対象とし、過労死等調査研究センターで作成した精神障害による労災認定事案のデータベースを用いて分析を行った。データベースより、重点 5 業種に該当する精神障害事案 522 件（自殺事案では 61 件）を抽出し、労災認定事案について、比較しやすいよう分析結果の可視化を棒グラフとレーダーチャートによって行った。その結果、可視化により、各々の業種と比較あるいは全業種と比較でき、現状の把握や、今後の改善及び防止対策を行うべき出来事を客観的に把握・理解しやすくなったと考えられる。今後は、重点 5 業種だけでなく、それ以外の業種や性別、事業場規模別等のデータについても棒グラフやレーダーチャートにより可視化することが有用であると考えられる。

研究分担者：

吉川 徹（労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター・センター長代理）
梅崎重夫（労働安全衛生総合研究所・総括領域長）
山内貴史（労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター・客員研究員）
佐々木毅（同センター・上席研究員）
高橋正也（労働安全衛生総合研究所 産業疫学研究グループ・部長）

A. 研究目的

平成 28 年度報告書において、業務による強い心理的負荷が認められる出来事が業種によって異なることが明らかとなった。

そこで、本研究では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）で過労死等が多く発生しているとの指摘がある業種・職種（自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療等）に対応する業種として、医療・福祉、運輸業・郵便業、教育・学習支援業、宿泊・飲食サービス業及び情報通信業（以下「重点 5

業種」という。）を対象として、業務上の出来事から得られた結果を客観的に把握・理解しやすくなるため可視化し分析を行った。

B. 研究方法

1. 分析対象

平成 28 年度報告書に基づき、全業種の精神障害事案 1,362 件と重点 5 業種に該当する精神障害事案 522 件（自殺事案では全業種 241 件、重点 5 業種 61 件）を抽出した。

2. 分析方法

業務による強い心理的負荷が認められる出来事について、視覚的に理解しやすい棒グラフとレーダーチャートを用いて図表の作成を行った。

まず、「特別な出来事」の類型を全業種と重点 5 業種ごとに棒グラフで表示し比較した。次に、「具体的出来事」の類型を全業種及び重点 5 業種ごとにレーダーチャートで表示し比較した。棒グラフとレーダーチャートの数値は、全業種又は重点 5 業種の事

案数をそれぞれ100として、「特別な出来事」あるいは「具体的出来事」の種類の各出来事の割合を示した。

(倫理面での配慮)

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて審査され、承認を得たうえで行った(通知番号:H2708)。本研究で用いたデータベースには、個人の氏名、住所、電話番号等、個人を特定できる情報は一切含まれていない。

C. 研究結果

図1に全体事案を、図2に自殺事案に関し棒グラフとレーダーチャートを示した。可視化によって、以下のように労災認定の対象となる出来事が業種によって異なり、その特性が容易に確認できた。

1. 精神障害の認定事由の全体事案(図1)

「特別な出来事」の種類の割合を示した棒グラフを見ると、「心理的負荷が極度のもの」は全業種(8.7%)に対し運輸業・郵便業(11.3%)が多かった。「極度の長時間労働」は、全業種(9.0%)に対し宿泊・飲食サービス業(16.5%)と情報通信業(14.8%)が多かった。

「具体的出来事」を示したレーダーチャートから、「事故や災害の体験」の出来事に関し、全業種(25.7%)と比較して医療・福祉が多かった(45.3%)。「対人関係」の出来事は、教育・学習支援業が多く(全業種35.8%、教育・学習支援業48.6%)、「仕事の量・質」は情報通信業が多かった(全業種39.6%、教育・学習支援業65.9%)。

2. 精神障害の認定事由の自殺事案(図2)

「特別な出来事」の種類の割合を示した棒グラフを見ると、「心理的負荷が極度のもの」は医療・福祉のみ認められた(8.3%)。

「極度の長時間労働」は、宿泊業・飲食サービス業が最も多く(50.0%)、情報通信業(22.7%)、運輸業・郵便業(19.0%)の順に多かった。

「具体的出来事」を示したレーダーチャートから、「仕事の失敗、過重な責任等の発生」の出来事(例えば、職種、職務や業務の変化、転勤、役割・位置づけの変化)に関し、全業種(53.1%)と比較して教育・学習支援

業(100.0%)、医療・福祉(75.0%)、及び運輸・郵便業(52.4%)が多かった。「対人関係」の出来事は宿泊・飲食サービス業が多く(全業種37.3%、宿泊業・飲食サービス業100.0%)、「仕事の量・質の変化」は情報通信業が多かった(全業種58.1%、情報通信業68.2%)。

D. 考察

本研究では、医療・福祉、運輸業・郵便業、教育・学習支援業、宿泊・飲食サービス業及び情報通信業を対象とし、業務上の出来事のデータから得られた結果を客観的に把握・理解しやすくするため可視化を行い、分析を行った。結果から、以下のことが示唆された。

1. 精神障害の労災認定基準の出来事の様態

業種によって様々な業務や職務等があり、労災認定された出来事を棒グラフ及びレーダーチャートを活用した可視化により、各々の業種で異なる出来事の比重の大きさが容易に確認でき現状把握をしやすいたことが示された。また、各々の業種と比較あるいは全業種と比較することにより、改善すべき出来事に重点を置いた防止対策の具体的な取り組みを見出すツールの1つとして活用できる可能性がある。

2. 可視化の応用

本研究の棒グラフ及びレーダーチャートのように、重点5業種だけでなく、それ以外の業種も含めた比較や、性別、事業場規模別等で応用することができ、有用な知見が得られる可能性がある。

3. 今後の課題

「特別な出来事」に該当した労災認定事案では「具体的出来事」の評価がほとんどされていないため、業種による特性を十分に反映できているのかどうかには限界がある。

また、「対人関係」の出来事に関し、精神障害の労災認定の種類では、社内での対人関係は含まれているが、社外(例えば、顧客や取引先等)との対人関係は含まれていない。

今後は、業務内容、労働実態等の特徴及び典型事例を抽出することも重要であると考えられる。

E. 結論

本研究では、重点 5 業種の精神障害の労災認定事案について可視化を行った。その結果、可視化により各々の業種と比較あるいは全業種と比較が容易にでき、現状の把握や、今後の改善及び防止対策を行うべき出来事を客観的に把握・理解しやすくなったと考えられる。

今後は、重点 5 業種だけでなく、それ以外の業種や性別、事業場規模別等のデータについても棒グラフやレーダーチャートにより可視化することが有用であると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

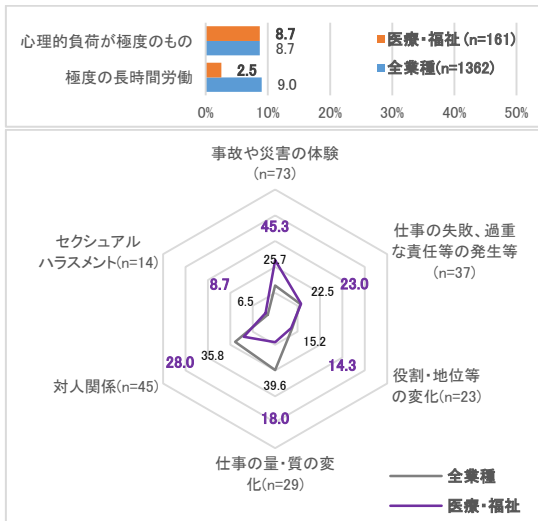


図 1-1. 医療・福祉 (n=161)

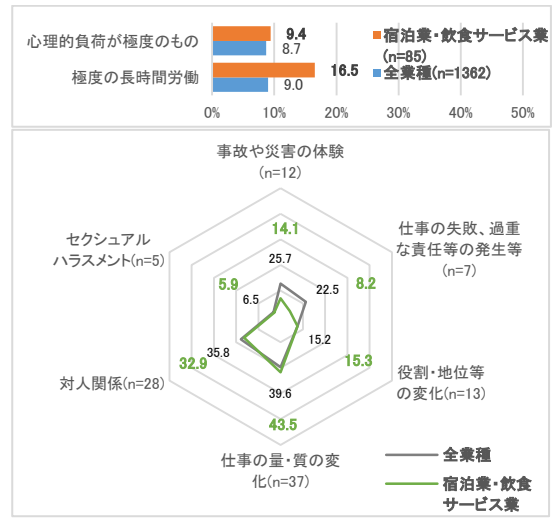


図 1-4. 宿泊・飲食サービス業 (n=85)

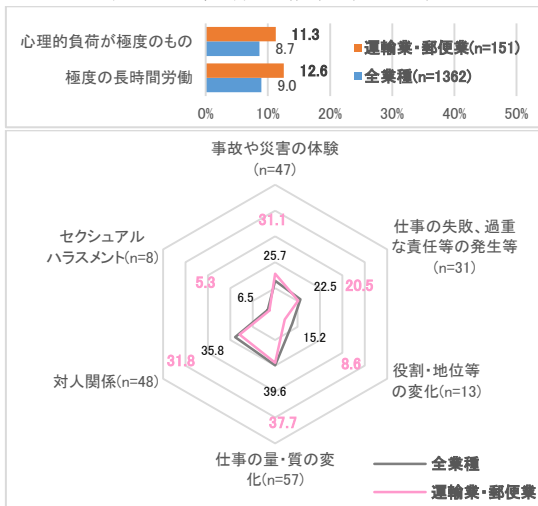


図 1-2. 運輸業・郵便業 (n=151)

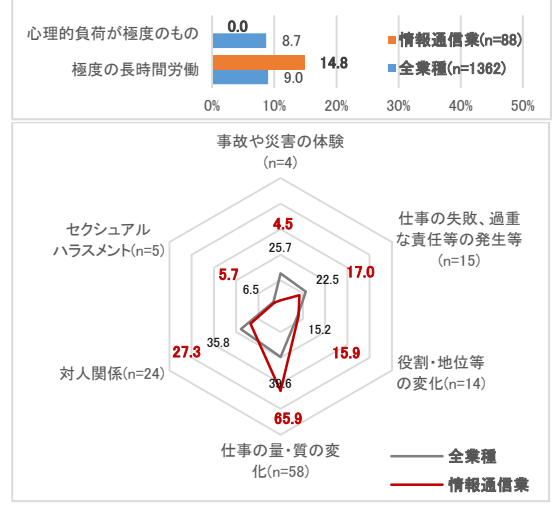


図 1-5. 情報通信業 (n=88)

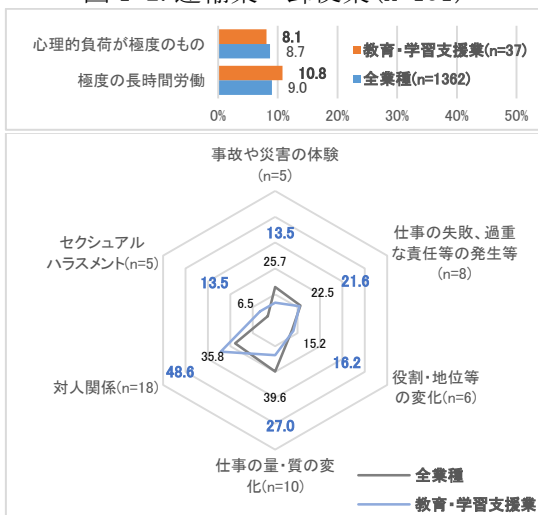


図 1-3. 教育・学習支援業 (n=37)

図 1. 重点 5 業種における精神障害事案の認定事由の特性図 (全業種 1,362 件、重点 5 業種 522 件)

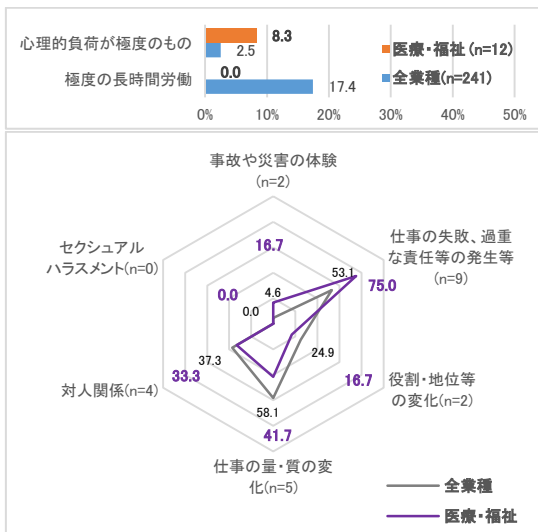


図 2-1. 医療・福祉 (n=12)

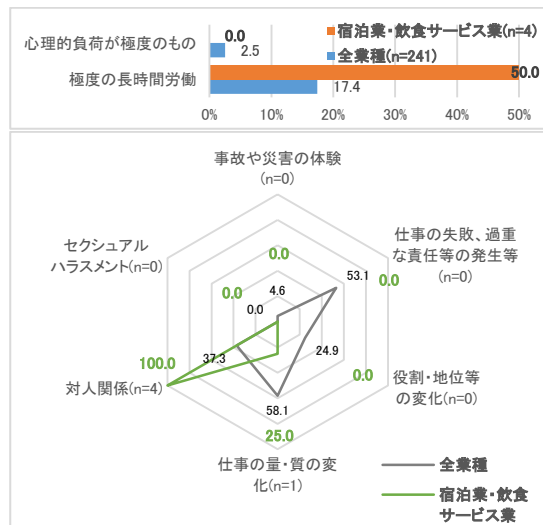


図 2-4. 宿泊・飲食サービス業 (n=4)

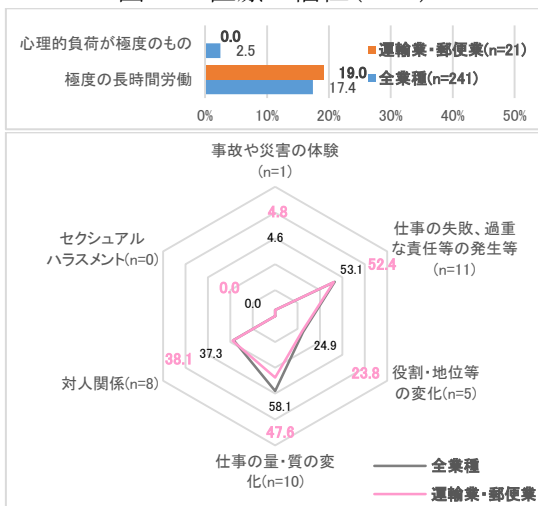


図 2-2. 運輸業・郵便業 (n=21)

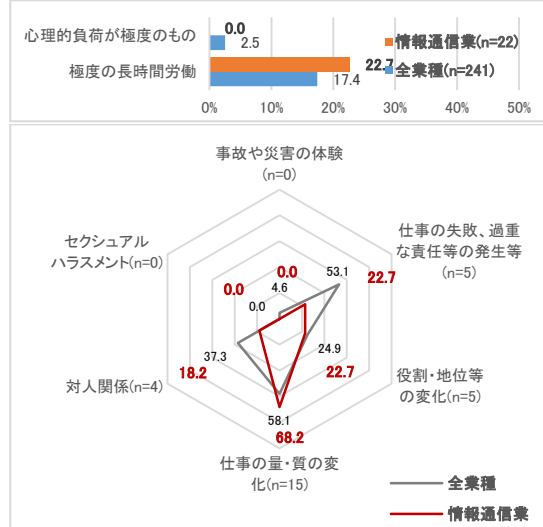


図 2-5. 情報通信業 (n=22)

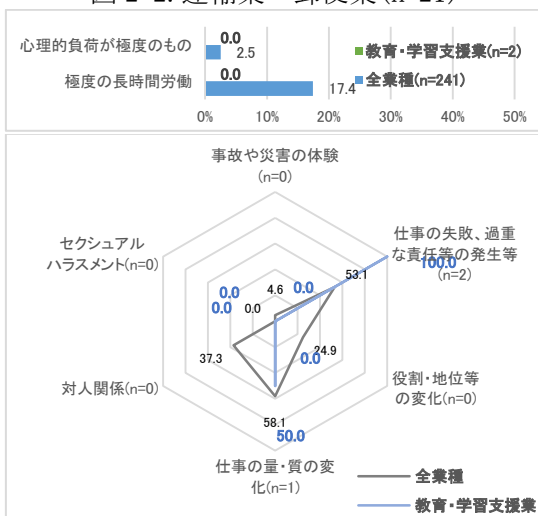


図 2-3. 教育・学習支援業 (n=2)

図 2. 重点 5 業種における精神障害自殺事案の認定事由の特性図
(全業種 241 件、重点 5 業種 61 件)